

令和7年（ワ）第11325号 損害賠償請求事件（本訴）

令和7年（ワ）第14760号 損害賠償請求事件（反訴）

本訴原告（反訴被告） 福永活也

本訴被告（反訴原告） 郷原信郎

準備書面（1）

令和7年6月25日

東京地方裁判所民事第14部ろD係 御中

被告訴訟代理人弁護士 石 森 雄 一 郎



同 訴訟代理人弁護士 山 内 順



代

【目 次】

第 1	本訴原告（反訴被告）の主張に対する認否・・・・・・・・・・	P4
1	「1 本件論点について」について・・・・・・・・・・	P4
2	「2 本件投稿①部分について」について・・・・・・・・・・	P4
3	「3 本件投稿②部分について」について・・・・・・・・・・	P4
4	「4 総括」について・・・・・・・・・・	P5
第 2	本訴被告（反訴原告）の主張（本訴に関するもの）・・・・・	P5
1	本訴原告（反訴被告）の「訴状での主張」と「準備書面 1 での 主張」の関係・・・・・・・・・・	P5
2	本件 X 投稿の目的と本件投稿①部分及び本件投稿②部分の「要 約」をめぐる事情・・・・・・・・・・	P7
3	本件投稿①部分について・・・・・・・・・・	P8
	（1）「元の発言」についての本訴原告（反訴被告）による「切り 取り」・・・・・・・・・・	P8
	（2）本件投稿①部分に対応する実際の YouTube ライブでの発言 ・・・・・・・・・・	P9
	（3）捜査長期化も「空振り」に含める詭弁・・・・・・・・・・	P10
	（4）小括・・・・・・・・・・	P11
4	本件投稿②部分・・・・・・・・・・	P12
	（1）本件投稿②部分に対応する YouTube ライブでの発言 ・・・・・・・・・・	P12
	（2）「本訴原告（反訴被告）の主張・・・・・・・・・・	P12
	（3）YouTube ライブでの直後の発言・・・・・・・・・・	P13

第3	反訴原告（本訴被告）の主張（反訴に関するもの）	・ ・ ・ ・	P15
1	不法行為①について	・ ・ ・ ・ ・	P15
	（1）本訴原告は、本訴が事実的、法律的根拠を欠くことを知り、 又は容易に知りえたこと	・ ・ ・ ・ ・	P15
	（2）本件本訴の動機・目的について	・ ・ ・ ・ ・	P18
	（3）本件本訴が「弁護士たる原告による本人訴訟」であること ・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	P23
	（4）小括	・ ・ ・ ・ ・	P26
2	不法行為②について	・ ・ ・ ・ ・	P27

第1 本訴原告（反訴被告）の主張に対する認否

令和7年6月18日付本訴原告（反訴被告）準備書面1「第2 本訴原告（反訴被告）の再反論について」に対して以下のとおり、認否を行う。

1 「1 本件論点について」について

争う

2 「2 本件投稿①部分について」について

- (1) 第1段落乃至第3段落について否認し争う。
- (2) 第4段落、第5段落を認める。
- (3) 第6段落乃至第9段落は否認し争う。
- (4) 第10段落、第11段落について、令和6年12月6日の動画内での本訴原告（反訴被告）の発言の理解について争う。
- (5) 第12段落について、本訴被告（反訴原告）の行った本件投稿①部分の要約ポストと同趣旨の発言により本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下していることを認める。
- (6) 第13段落について、否認し争う。

3 「3 本件投稿②部分について」について

- (1) 第1段落について、動画内での本訴原告（反訴被告）の発言内容については認めるが、その余は否認し争う。
- (2) 第2段落、第3段落を争う。
- (3) 第4段落について、動画内での本訴原告（反訴被告）の発言内容については認めるが、その余は否認し争う。
- (4) 第5段落、第6段落を認める。
- (5) 第7段落について否認し争う。
- (6) 第8段落について認める。
- (7) 第9段落については否認し争う。

4 「4 総括」について

争う。

第2 本訴被告（反訴原告）の主張（本訴に関するもの）

1 本訴原告（反訴被告）の「訴状での主張」と「準備書面1での主張」の関係

(1) 本訴原告（反訴被告）が、訴状で請求原因として主張したのは、
「本訴被告（反訴原告）が行った本件投稿①部分及び本件投稿②部分は、それらを本訴原告（反訴被告）が発言していたとすれば、虚偽の事実により本訴被告（反訴原告）の社会的評価を低下させるものであり、本訴被告（反訴原告）に対する名誉毀損に当たるが、本訴原告（反訴被告）はそのような発言は一切していない」というものであり、要するに、
「本訴被告（反訴原告）による本件 X 投稿が、本訴原告（反訴被告）の YouTube ライブでの『名誉毀損発言』を捏造したものである」
として、「名誉毀損発言の捏造」の不法行為を主張するものであった。

(2) これに対して、本訴被告（反訴原告）が、「名誉毀損発言のねつ造」の事実を否認し、本訴原告（反訴被告）の YouTube ライブでの発言内容を指摘し、本件投稿①部分及び本件投稿②部分と同趣旨の発言をしているとして、上記「名誉毀損発言の捏造」を否定したところ、本訴原告（反訴被告）は、準備書面1において、本訴被告（反訴原告）が主張する YouTube ライブでの発言を認めた上で、

「本件投稿①部分及び本件投稿②部分の「要約ポスト」では、本

訴原告（反訴被告）の「元の発言」とは、「日本語としても意味が異なっているし、当該発言の法的な意味合いや当事者の社会的評価に与える影響について同一性が認められない要約をしている」として、本訴被告（反訴原告）の要約による「発言内容の歪曲」を主張し、それにより「実際には発言していない虚偽の事実を流布したと主張している。

つまり、訴状での本訴原告（反訴被告）の主張は、
「本訴原告（反訴被告）が実際には一切発言していないにもかかわらず、本訴原告（反訴被告）が特定の内容を発言したという虚偽の事実を摘示した」

との主張であり、発言があったとすれば名誉毀損に当たることになる争いがなければ、争点は、「本訴原告（反訴被告）の発言の有無」「本訴被告（反訴原告）による発言捏造の有無」に限られることになる。

（３）一方で、本訴原告（反訴被告）の準備書面１での主張は、

「実際に発言した内容を本訴被告（反訴原告）が要約または改変し、元の趣旨とは異なる内容として摘示した」

というものであり、この場合、本訴原告（反訴被告）の発言の存在自体には争いがなく、名誉毀損の核心は「発言の誤った解釈や改変」であり、要約や解釈が不正確であるか否か、それが悪意に基づくものか否か、歪曲の程度や意図の立証が必要となる。

また、本訴原告の訴状と準備書面での本件投稿①及び本件投稿②に関する上記両主張は、同一性がない程度に大幅に変遷したものである。

（４）そして、本訴被告（反訴原告）が本件 X 投稿で摘示した本件投稿①部分及び本件投稿②部分が、本訴原告（反訴被告）がその存

在を認めている、YouTube ライブでの元の発言と同趣旨であり、「同一性が認められない要約」をした事実がないことは、以下に述べるところから明白であり、本訴原告（反訴被告）の準備書面 1 での主張は明らかに失当である。

2 本件 X 投稿の目的と本件投稿①部分及び本件投稿②部分の「要約」をめぐる事情

(1) 本訴原告（反訴被告）の「友人とのライブ」は、令和 6 年 1 2 月 6 日の夜に 2 時間 5 0 分にわたって行われたものであり、本訴被告（反訴原告）がそれを視聴したところ、本訴原告（反訴被告）の発言の中に、本訴被告（反訴原告）が行っている刑事告発に関して、明らかに事実と反する発言があった。

本訴被告（反訴原告）は、「本訴原告（反訴被告）が誤った認識を持っているのであれば、翌 7 日の午後 4 時から予定されていた YouTube 討論番組リハックでの対談の前に誤りを指摘しておかなければ、本訴原告（反訴被告）が、視聴数が数十万に上る同番組で本訴被告（反訴原告）の名誉を毀損する発言を行うことにもなりかねず、本訴被告（反訴原告）から番組の中で誤りを指摘されて、本訴原告（反訴被告）が恥をかくだけでなく、討論番組の趣旨にも沿わない展開になりかねない」と考えたことから、7 日午前中に、YouTube ライブでの本訴原告（反訴被告）の発言内容を記憶している範囲で、本件投稿①部分及び本件投稿②部分のように要約し、それらが明らかに誤っていることを、それに続く X 投稿で、過去に行った刑事告発について、その概要や告発後の状況、本訴被告（反訴原告）のテレビ出演の状況、マスコミとの関係等についても必要な範囲で説明したものである（同投稿後、本訴被告（反訴原告）は、本訴原告（反訴被告）に宛てた X 投稿で、リハックでの対談の前に

本件投稿を読むように再三にわたって呼び掛けている)。

(2) 本件投稿は、かかる状況において、急遽行ったものであり、しかも、その YouTube ライブは3時間近くにもわたるもので、本件投稿①部分及び本件投稿②に対応する発言が、どの部分で行われているかを確認することも困難であったことから、記憶に基づいて、本訴原告(反訴被告)の発言を要約して、その趣旨を表現したものである。

もとより、正確な録音記録を作成した上でのものではないので、文言自体を完全に再現したものではないが、本訴原告(反訴被告)の発言を、その趣旨のとおり表現したものである。

3 本件投稿①部分について

(1) 「元の発言」についての本訴原告(反訴被告)による「切り取り」

ア 本訴原告(反訴被告)は、準備書面1において、本件投稿①部分「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」に対応する「元の発言」を、

「過去にあなた、自信持って刑事告発したやつ空振ってるじゃないですか」(乙4・動画②、乙5の2)

とした上、同発言の趣旨を

「これは日本語として、本訴被告(反訴原告)が過去に刑事告訴をした案件のうち起訴されていないものがあるという趣旨である。つまり、複数の刑事告訴のうち、1つ以上の案件で起訴に至っていないものがあることを述べているに過ぎない。これは、

「立件されなかったやつも全然ある」という発言部分からも、本訴被告(反訴原告)が刑事告発した案件の中で、起訴されていないものもあるという趣旨である」

と述べている。

イ さらに、その趣旨について

「本訴原告（反訴被告）は、単に本訴被告（反訴原告）が過去に行った刑事告発の全てが起訴されているわけではなく、相当期間経過して起訴されていない状態が続いているという真実を述べているに過ぎない。」

などとも述べている。

ウ しかし、これは、後述のとおり、本訴原告（反訴被告）が、「元の発言」を、その主張に沿うよう都合よく不正確に切り取り、さらに、その趣旨を歪曲しているものである。

（２）本件投稿①部分に対応する実際の YouTube ライブでの発言

ア 本件投稿①部分に対応するものとして、本訴被告（反訴原告）が答弁書で指摘し、本訴原告（反訴被告）が認めている YouTube ライブでの発言は、

「郷原弁護士が過去に刑事告発したやつも、全然立件もされなかったやつとかも全然あるので。だから今回も、『これは犯罪は成立する！』って言ってるんですけども、過去にあなた、自信持って刑事告発したやつ空振ってるじゃないですかって話なんですよ、ま、成績から言ったら。だから郷原弁護士の『これは犯罪が成立します！』の彼の見解っていうのはそもそもあてにならないんですよ。それがあてになるんだったら、じゃあ今まで刑事告発空振ったのはじゃあ適当にやってたんですか？って話じゃないですか。今までも彼なりに確信をもって刑事告発してたはずなんで、それでも全然打率高くないですよって話なんで、それは結果論ですけどね。」（乙４・動画②、乙５の２）

というものである。

本訴原告（反訴被告）による発言趣旨の上記主張は上記 YouTube ライブでの「ま、成績から言ったら」以下の後半部分はすべて除外したものである。

- イ 上記発言では、野球用語で、投手と打者との対決で打者にとっては「負け」につながる「空振り」という言葉を使い、「空振っている」と表現しているのに加えて、「成績から言ったら」「全然打率高くない」（プロ野球での打者の一般的な打率は2割台であり、「全然打率高くない」と言えば、一般人は「2割以下」の打率、つまり5件のうち4件は「負け」をイメージする）などの表現を用いており、かかる発言を、本訴被告（反訴原告）は、「郷原弁護士は、過去に何件も刑事告発を行っているが、ほとんどで負けている」という趣旨と理解し、本件投稿①部分を投稿したものである。

そして、実際に本訴原告（反訴被告）の発言が同趣旨であることは、明らかである。

（３）捜査長期化も「空振り」に含める詭弁

- ア 本訴原告（反訴被告）が、「空振っている」という言葉を、「相当期間経過して起訴されていない状態が続いている案件」を含むと述べているのも、「苦し紛れの詭弁」である。

- イ 告発状提出があった場合、捜査機関は、告発状の根拠の有無、形式要件等について慎重に審査して告発受理の可否を検討し、その後、所要の捜査を遂げた上で（警察への告発の場合は、検察官に送付し）、検察官が起訴・不起訴を決めるのであり、「相当期間経過して起訴されていない状態が続いている」のは、多くの告発事件についての通常の経過であり、それは「空振っている」などと評価されるものではない。

ウ 本訴原告（反訴被告）は、本件 YouTube ライブで、本件投稿①部分に対応する上記発言の少し後（１時間９分頃～）で、以下のような発言を行っている。

「告発も受理もされてなくて、警察に持って行ったり検察に直接持っていくと、こんなじゃ証拠足りませんって言われると突き返されるんですね。そうすると突き返されたらニュースにならないので、郵送しっぱなしだったら郵送したことをもってニュースにできるじゃないですか。受理されたか、されなかったかすぐには明らかにならないので。だから本人も、これじゃ立件できないって実は思っている可能性は全然あります。」（乙６・動画①、乙７の１）

かかる発言からすると、本訴原告（反訴被告）は、本件 YouTube ライブでの発言では、「空振っている」を、不起訴に終わるものだけではなく、「告発状を提出したが不受理に終わったもの」、つまり「告発状提出段階で『犯罪があると思料するとき』という告発要件（刑事訴訟法２３９条１項）すら満たさず、告発受理に至らないもの」を含む趣旨で用いている。

しかも、本訴被告（反訴原告）が行った斎藤知事等の公選法違反の告発も、「立件されず不受理に終わることがわかっていながら、敢えて告発状を郵送してニュースにした可能性が高い」とまで述べているのである。

よって、本件 YouTube ライブでの、本訴原告（反訴被告）の「空振っている」という言葉が、「相当期間経過して起訴されていない状態が続いている案件」を含む意味ではないことは明らかである。

（４）小括

以上により、本件投稿①部分が、YouTube ライブでの本訴原告（反訴被告）の発言と同趣旨であることは明らかである。

4 本件投稿②部分

（１）本件投稿②部分に対応する YouTube ライブでの発言

本訴被告（反訴原告）が、本件投稿②部分に対応する本訴原告（反訴被告）の YouTube ライブでの発言として指摘しているのは、

「やっぱり郷原弁護士とかはさ、地上波とかにも出てる先生なので、要はオールドメディアって言われているマスメディア側にわりとこう付度する立場なんですよ、その方が使ってもらえるし。だから斎藤知事をいかに悪く言うかっていう方向性の、まあ誘導が働いているんですよ、そういう力が。で、いろんなニュースサイトとかも基本的には斎藤さんがおかしいっていう方向の記事ばかり出てるんですけど、そこにコメントしてる弁護士とかもまあ基本的にはたぶんそっちの大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかりなんですよ。」（乙４・動画②、乙５の２）

であり、本訴原告（反訴被告）も上記動画内の発言の存在自体は認めている。

それを、本訴被告（反訴原告）は、視聴した記憶に基づき、本件投稿②部分で

「郷原弁護士は、ヤメ検でテレビにしょっちゅう出ており、マスコミの手先のような弁護士。今回もマスコミの意向に沿って告発して、テレビに出してもらうことが目的だ」

と表現したものであり、実際の本訴原告（反訴被告）の発言と同趣旨であることは明らかである。

（２）本訴原告（反訴被告）の主張

ア 本訴原告（反訴被告）の準備書面 1 での主張は、前半部分の
「まあ誘導が働いているんですよ、そういう力が」

との箇所以前の前半部分について、

「これは日本語として、本訴被告（反訴原告）の立場として、斎藤知事を悪く言いがちであるという、あくまでも、本訴被告（反訴原告）の立場としてそのような状況にあるという一般論を意見論評しただけであって、それは本訴被告（反訴原告）の言動を評価する場合にも真重に分析すべきであることを世論に促す目的で述べたものである。決して、本訴被告（反訴原告）が実際にどのような目的や動機で斎藤知事を刑事告発したかは述べていない。」

などと述べ、本訴被告（反訴原告）の立場について一般論を意見論評しただけであるかのように主張し、後半部分については、

「本訴被告（反訴原告）とは関係なく、一般論を述べているに過ぎない」

と述べている。

イ しかし、以下のとおり、本訴原告（反訴被告）が一般論とする箇所は、本訴被告（反訴原告）について言及していることは明白である。

（３）YouTube ライブでの直後の発言

ア 本件投稿②部分に対応する本訴原告（反訴被告）の YouTube ライブでの発言の最後の

「大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかりなんですよ。」

に続いて、１時間１３分～で、

「ほんとにそらそうで、ま、別に喧嘩腰になってもしょうがない

ですけど、本当に現時点での証拠で斎藤さんに犯罪が成立すると判断できると言い切ってるんで、犯罪が成立する、公職選挙法違反が成立するっていうことは、合理的な疑いを差し挟む余地がないくらい有罪であるという状況で初めて刑事訴訟においては犯罪が成立すると認定できるわけなんで。じゃあこれが立件すらされなかったらあなたどうするんですか、責任取れるんですかと。」(乙6・動画②、乙7の2)

と述べて、本诉被告(反訴原告)が行った斎藤知事等への告発に対する「挑発的な批判」を述べている。

イ ここで、「そこにコメントしてる弁護士とかもまあ基本的にはたぶんそっちの大手のマスメディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつらばかり」に続いて、「ほんとにそらそうで」と前の発言を受けた形で、「喧嘩腰になってもしようがない」などと敵意をむき出しにした上、「立件すらされなかったらあなたどうするんですか」などと述べているのが、改めて「本诉被告(反訴原告)が斎藤知事らを告発したこと」を問題にしている。

ウ つまり、その前後に明確な「本诉被告(反訴原告)に関する発言」が存在している以上、本訴原告(反诉被告)が「一般論」としている発言箇所も本诉被告(反訴原告)を念頭に置いた発言となっていることは明らかである。

エ つまり、本诉被告(反訴原告)について、「地上波とかにも出てる先生」、「マスメディア側に忖度する立場」「その方が使ってもらえる」「だから斎藤知事をいかに悪く言うかっていう方向性の、まあ誘導が働いている」などとマスメディアとの関係を決めつけた上、「メディアに媚びて、仕事欲しいと思ってるようなやつら」を批判し、その一人である本诉被告(反訴原告)が行った